

令和5年度 第3回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和6年1月25日

健康福祉部国保医療課

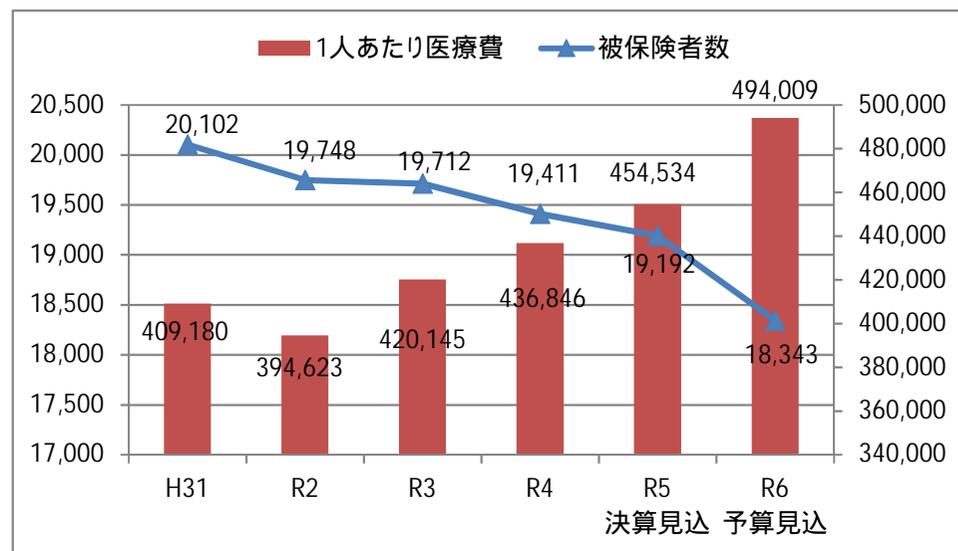
【資料 1】

令和6年度における宗像市国民健康保険事業の運営の諮問
について(諮問)

(1) 国民健康保険事業の概況

区分	R6年度		R5年度	
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	12,199	11,829	12,247	
被保険者数(人)	全体	18,343	18,570	19,192
	一般	18,343	18,570	19,192
	退職	0	0	0
介護被保険者数(人)	5,299	5,290	5,310	
1人あたり医療費(円)	494,009	462,303	454,534	
1人あたり国保事業費納付金負担額(円)	147,994	141,583	-	

一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者
 退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者
 (65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)
 介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
令和5年度	1,832,207,651円	617,510,073円	179,488,219円	2,629,205,943円
令和6年度	1,770,365,614円	629,620,848円	182,652,504円	2,582,638,966円
前年度比	-61,842,037円	12,110,775円	3,164,285円	-46,566,977円
	96.6%	102.0%	101.8%	98.2%

平成30年度の国保制度改革(県単位化)により、県が財政運営の責任主体となって「国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)」を決定し、市は、県が決定した納付金を納付することになっている。

市は、納付金の納付に必要な国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する。

○納付金の算定方法

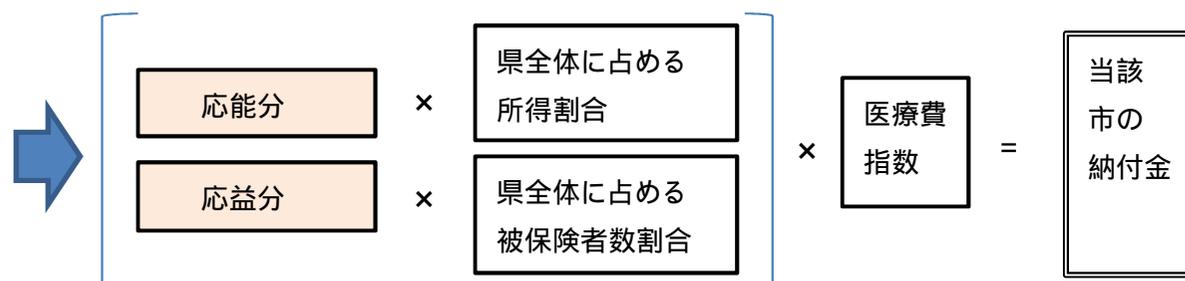
県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

イメージ

県全体の保険給付費等 県全体の納付金必要額



市町村ごとの納付金算定方法



(2) 令和6年度予算(見込)

現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入						支 出					
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比
保険税	1,789	1,221	445	123	16.9%	総務費	121	121			1.1%
県支出金(保険給付費分)	7,734	7,734			73.1%	保険給付費	7,784	7,784			72.9%
県支出金(保険者努力ほか)	204	204			1.9%	国保事業費納付金	2,583	1,770	630	183	24.2%
繰入金	832	627	158	47	7.9%	保健事業費	136	136			1.3%
繰入金(公費波及増)	0	0			0.0%	直診勘定繰出金	31	31			0.3%
その他収入	21	21			0.2%	その他支出	22	22			0.2%
小計(単年度収入) A	10,580	9,807	603	170	100.0%	小計(単年度支出) B	10,677	9,864	630	183	100.0%
						単年度収支差(A-B)	97	57	27	13	

【参考】

基金残高見込額(令和6年1月末時点)

1,565,600千円

(3) 令和6年度国民健康保険税について(諮問)

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄った場合(参考)】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.9	25,100	25,100	3.0	9,100	9,000	3.0	16,500
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	差引	0.5	200	200	0.2	300	200	0.3	1,100

1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	73,552円	27,100円	26,742円	108,467円
	改定前	70,381円	25,655円	24,314円	103,141円
	増減	3,171円 4.5%	1,445円 5.6%	2,428円 10.0%	5,326円 5.2%
1世帯当たり	改定後	114,328円	42,123円	12,148円	168,599円
	改定前	109,398円	39,878円	11,045円	160,321円
	増減	4,930円 4.5%	2,245円 5.6%	1,103円 10.0%	8,278円 5.2%

5.2%の増税となる。

市町村標準保険料率

国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する際に、標準保険料率を参考にします。

1人当たり国民健康保険税見込額を計算

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数(18,343人)で計算しています。介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数(5,299人)で計算しています。

1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数(12,199世帯)で計算しています。

【これまでの考え方】

歳入不足額は全額、保険税で賄うべきところであるが、国民健康保険制度の改正(以下、「制度改正」という。)に伴う国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するために基金を活用し、市独自で被保険者の負担軽減措置を実施する。

医療給付費分については、医療費に対して納付額が算定(医療費適正化等により医療費を抑制することが可能なため保険者としての裁量がある)されることから、歳入不足額(57百万円)全額を基金で賄い、国保税率を据え置く。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、制度改正前から国が示す基準により算定され納付する仕組み(負担額に被保険者数を乗じた額を納付しなければならないため保険者としての裁量がない)であり、制度改正に伴うものではないことから、歳入不足額全額を国保税率の改定で賄う。

【宗像市国民健康保険基金を活用し、医療給付費分のみ被保険者の負担を軽減する場合(これまでの考え方)】

	区分	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	3.0	9,100	9,000	3.0	16,500
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	差引	-	-	-	0.2	300	200	0.3	1,100

1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	70,381円	27,100円	26,742円	105,296円
	改定前	70,381円	25,655円	24,314円	103,141円
	増減	0円	1,445円	2,428円	2,155円
		-	5.6%	10.0%	2.1%
1世帯当たり	改定後	109,398円	42,123円	12,148円	163,669円
	改定前	109,398円	39,878円	11,045円	160,321円
	増減	0円	2,245円	1,103円	3,348円
		-	5.6%	10.0%	2.1%

予算上、基金を57百万円使用する。

【諮問案】

国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため、宗像市国民健康保険基金を活用して、被保険者の負担軽減措置を行うこととする。

またその額は、**歳入不足額全額(97百万円)**とし、税率(額)を据え置く。

ただし、基金の活用方針を変更するために、**宗像市国民健康保険基金条例の改正が必要。**

【宗像市国民健康保険基金を活用し、歳入不足全額を軽減した場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	差引	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)		7.60	28,572	27,294	3.09	10,869	10,387	2.80	17,335

1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	70,381円	25,655円	24,314円	103,141円
	改定前	70,381円	25,655円	24,314円	103,141円
	増減	0円	0円	0円	0円
1世帯当たり	改定後	109,398円	39,878円	11,045円	160,321円
	改定前	109,398円	39,878円	11,045円	160,321円
	増減	0円	0円	0円	0円

予算上、基金を97百万円使用する。

(4) モデルケース税試算資料

ケース1 (1人世帯)

世帯人員	世帯主 (60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,030,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	24,700	14,900	5,200	4,600
改定前	24,700	14,900	5,200	4,600
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	20,100	14,900	5,200	-
改定前	20,100	14,900	5,200	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース2 (1人世帯)

世帯人員	世帯主 (60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,210,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	64,500	38,200	13,800	12,500
改定前	64,500	38,200	13,800	12,500
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,710,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	52,000	38,200	13,800	-
改定前	52,000	38,200	13,800	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース3 (1人世帯)

世帯人員	世帯主 (60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,606,667
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	130,600	76,800	28,000	25,800
改定前	130,600	76,800	28,000	25,800
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,030,000
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	104,800	76,800	28,000	-
改定前	104,800	76,800	28,000	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース4 (1人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員 (40～64歳)	
収入状況	給与	1,900,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	188,400	110,400	40,500	37,500
改定前	188,400	110,400	40,500	37,500
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,350,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	150,900	110,400	40,500	-
改定前	150,900	110,400	40,500	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース5 (2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員 (40～64歳)	
収入状況	給与	980,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	39,500	22,400	7,900	9,200
改定前	39,500	22,400	7,900	9,200
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	30,300	22,400	7,900	-
改定前	30,300	22,400	7,900	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース6 (2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員 (40～64歳)	
収入状況	給与	1,225,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	97,400	55,400	20,000	22,000
改定前	97,400	55,400	20,000	22,000
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員 (65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,775,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	75,400	55,400	20,000	-
改定前	75,400	55,400	20,000	-
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース7 (2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,880,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	209,400	119,400	43,600	46,400
改定前	209,400	119,400	43,600	46,400
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,336,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	163,000	119,400	43,600	
改定前	163,000	119,400	43,600	
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

ケース8 (2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	3,000,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	336,900	192,300	70,900	73,700
改定前	336,900	192,300	70,900	73,700
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	3,120,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	263,200	192,300	70,900	
改定前	263,200	192,300	70,900	
差額	0	0	0	-
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	-

令和5年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	0.0	27,000	24,000	嘉麻市	3.50	20.0	6,500	6,500	直方市	3.30	-	15,300	-
直方市	9.45	-	22,500	23,300	福岡市	3.39	-	9,662	9,300	大牟田市	3.15	-	14,200	-
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	直方市	3.30	-	7,700	8,000	北九州市	3.04	-	9,160	8,080
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	北九州市	3.26	-	8,930	10,540	宮若市	3.00	3.2	7,900	5,600
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	-	8,000	8,000	福岡市	2.97	-	10,061	7,608
大川市	8.90	-	29,000	32,000	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	宗像市	2.70	-	15,400	-
行橋市	8.65	-	24,900	27,900	八女市	3.00	-	9,000	9,000	飯塚市	2.60	-	9,100	6,700
朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	中間市	3.00	-	8,800	6,300	筑紫野市	2.44	-	16,400	-
柳川市	8.50	-	29,000	31,000	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	古賀市	2.40	-	13,600	-
嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	田川市	2.93	-	10,200	8,960	小郡市	2.40	-	10,000	8,000
八女市	8.50	-	28,000	28,000	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	柳川市	2.38	-	10,789	8,446
中間市	8.50	-	24,500	25,000	古賀市	2.90	-	8,600	9,400	田川市	2.36	-	10,120	6,800
古賀市	8.40	-	23,800	26,200	宗像市	2.80	-	8,800	8,800	春日市	2.36	-	16,899	-
筑後市	8.30	-	29,000	31,000	飯塚市	2.80	-	8,100	8,800	行橋市	2.33	-	10,500	8,200
小郡市	8.10	-	25,500	27,000	みやま市	2.78	-	9,978	10,206	八女市	2.30	-	9,000	7,000
福津市	8.00	-	26,700	26,700	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	うきは市	2.30	-	12,000	-
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	筑後市	2.30	-	10,000	7,000
北九州市	7.95	-	22,340	26,360	筑紫野市	2.66	-	10,800	9,700	大川市	2.27	-	10,000	9,000
みやま市	7.86	-	29,012	29,674	小郡市	2.63	-	8,400	9,000	みやま市	2.26	-	10,345	8,065
大野城市	7.52	-	27,000	27,000	筑後市	2.60	-	8,000	9,000	中間市	2.20	-	7,000	4,500
宗像市	7.40	-	24,900	24,900	柳川市	2.57	-	9,067	9,711	福津市	2.20	-	13,100	-
太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	大川市	2.56	-	9,000	10,000	糸島市	2.20	-	12,700	-
筑紫野市	7.32	-	27,200	25,900	大野城市	2.54	-	10,000	10,000	久留米市	2.11	-	14,700	-
豊前市	7.30	-	21,000	27,000	春日市	2.51	-	9,212	8,769	豊前市	2.10	-	9,000	6,000
那珂川市	7.08	-	27,900	27,200	福津市	2.50	-	8,000	8,000	太宰府市	2.10	-	16,200	-
飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	行橋市	2.49	-	8,700	9,400	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
春日市	6.80	-	26,433	25,159	太宰府市	2.47	-	8,300	9,200	大野城市	1.91	-	16,000	-
福岡市	6.64	-	20,500	19,731	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	那珂川市	1.65	-	18,500	-
田川市	6.63	-	20,915	17,882	那珂川市	2.10	-	8,900	8,700	嘉麻市	1.50	-	10,500	-
平均	8.10	15.00	25,048	25,569	平均	2.79	20.0	8,540	8,496	平均	2.37	3.19	12,016	7,733

【資料2】

**第3期データヘルス計画の諮問について(諮問)
(前回諮問時以降の変更箇所説明)**

	旧	修正案
P15、P43 レセプト点検効果率の表	-	レセプト点検効果率：(再審査が認められた医療費/総医療費)を記載
P37 2)生活習慣病発症予防のための啓発(ポピュレーションアプローチ)	生活習慣病発症予防のため、健康づくりや医療費についての啓発、広報活動等に取り組みます。 健康教室、地域における健康づくり事業において、健(検)診の重要性や、一人ひとりに合った健康的な生活習慣を身に付けられるよう、運動や食生活等の健康に関する情報提供や保健指導を行い、被保険者に限らず幅広い年代の市民に向けたポピュレーションアプローチを行います。	小児期に形成された日々の食事、運動、生活リズムなどの生活習慣は成人に持ち越され、生活習慣病の発症につながることも分かっているので、市の健康増進計画及び食育推進計画である健康むなかた21・健康むなかた食育プランの取り組みと連携して、被保険者に限らず、子どもとその家族や現役世代を含めた幅広い年代の市民に向けて、健康づくりや医療費に関することについての情報提供・啓発を行います。 また、健康教室、地域における健康づくり事業で健(検)診の重要性を伝え、一人ひとりに合った健康的な生活習慣が習得できるよう、運動や食生活など健康に関する情報提供や啓発、保健指導を行います。
	被保険者に対しては、自身の健康を知る重要な機会である健(検)診受診を促すと共に、特定健診の場を生かして健康相談を実施し、健康意識の向上を図ります。	被保険者に対しては、自身の健康や経年での変化を確認する重要な機会である健(検)診の大切さを啓発し、受診を促すと共に、特定健診の場を生かして健康相談を実施し、健康意識の向上を図ります。
P43 (4)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進	関係機関との連携による啓発や被保険者への通知等により、後発医薬品の使用促進を図ります。	医薬品の需給事情や社会状況の変化に対応しながら関係機関との連携による啓発や被保険者への通知等により、後発医薬品の使用促進を図ります。

【資料3】

国の動向(制度改定「予定」)について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(令和6年4月実施予定)

賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層()に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

中間所得者層:低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層
令和6年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】		【改正後】	
基礎課税額(医療分)	65万円	基礎課税額(医療分)	65万円(据え置き)
後期高齢者支援金等課税額	22万円	後期高齢者支援金等課税額	24万円(2万円引き上げ)
介護納付金課税額	17万円	介護納付金課税額	17万円(据え置き)
合 計	104万円	合 計	106万円(2万円引き上げ)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(令和6年4月実施予定)

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うこととなっている。

【軽減判定所得(現行)】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 29万円 × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × (被保険者数)

給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

【軽減判定所得(改正後)】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数)

給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4・5・6年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:令和4年4月1日～令和7年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	柴田 祐治
	辻 伸子		淵上 雅典
	阿久根 文子		緒方 文子
	伊賀 美穂		梅木 陽子
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	三宅 陽	被用者保険等 保険者代表委員	山村 美紀(R5.6～)
	岩野 歩		
	玉井 郷一		
	黒木 幸治		

参考資料

○宗像市国民健康保険基金条例

平成15年4月1日

条例第60号

改正 平成28年3月30日条例第15号

平成28年12月20日条例第41号

平成30年3月28日条例第14号

(題名改称)

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運用に資するため、宗像市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平30条例14・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(平30条例14・全改)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(平28条例41・一部改正)

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、国民健康保険特別会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金を処分することができる。

(1) 災害により生じた国民健康保険税の減収を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 保健事業に要する経費の財源に充てるとき。

(3) 国民健康保険制度の改正に伴う国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するための財源に充てるとき。

(平28条例15・追加、平30条例14・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例15・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。